

PATENT ATTORNEY

パテント・アトニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー



特集
弁理士法の改正
ヒット商品を支えた知的所有権
小林製薬の「熱さまシート」



弁理士K君と赤トンボ
20世紀最後の秋深まる。



2001年1月から弁理士会の名称は日本弁理士会になります。

弁理士会広報誌
2000

秋号

第19号

風邪などの発熱の対処法といえは、冷たい枕をするか、濡れタオル等を額を冷やすのが一般的であった。小林製薬が一九九四年に発売した「熱さまシート」が画期的だったのは、額に「貼りつける」点である。氷嚢や濡れタオルがずれてしまうことに不満があるという消費者のアンケート結果から生まれた製品だ。「熱さまシート」は水分を含んだジェル状の高分子ポリマーを塗布した不織布で、寝返りを打つても、起きあがっても額から落ちない。そのため発熱する頻度の高い子どもをターゲットに発売された直後から、予想を上回る反響を呼び、生産が間に合わないほどのヒット商品になった。当然ながら、競合製品が次々に発売され、現在では中小メーカーまで入れれば約40社が参入しているという。



ヒット商品を支えた知的所有権
小林製薬の「熱さまシート」

商標登録第三〇一八五九号、商標登録第三二六八九六号

VOL. 19

知的所有権豆知識 19

著作権

著作権という言葉は、日頃よく耳にすると思いますが、著作権は、小説や音楽の他プログラムやデータベースについても発生します。著作権は、特許や商標などと異なり、特許庁等に申請手続をする必要はなく、例えば、子供が創作性のある絵を書いたり、学生が創作性のあるプログラムを作った場合、その時点で著作権が発生します。ただし、著作物の著

作者の実名や、著作物を最初に公表した年月日や、プログラムの著作物を創作した年月日等は登録することができます。実名の登録や公表年月日の登録は、文化庁で行い、プログラムの登録は、ソフトウェア情報センターで行います。著作権の権利期間は、原則として創作の時点から著作物の死後50年までです。著作権の内容としては、複製権、同一性保持権、頒布権等の他、種々の権利があります。複製権とは、他人が無断で著作物を複製することを著作権者が阻止できる権利であり、最もポピュラーな権利です。

物の著作権者は、流通をコントロールすることができ、その映画の上映先等を指定することができます。昨今、ゲームソフトが映画の著作物であるかが争われていますが、映画の著作物に該当すれば、ゲームソフトの著作権者は頒布権を得ることができ、販売店等を自己が全て決定できるので、中古ゲームソフト販売業者と対立しています。

パテント・アトニー
平成12年9月22日発行 第19号 無断転載禁止
編集／弁理士会広報委員会
発行／弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100-0013
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
http://www.jpaa.or.jp
「PATENT ATTORNEY」は「弁理士」のことです。

「当社では、パッケージは物言わぬ営業社員と考えています。店頭でお客様に語りかけるのがパッケージの商標なのです。」というのは、同社経営企画部企画広報グループ主任の岩田和子さんだ。また研究開発本部研究企画部部長の矢田英樹さんは、「世に出した製品を長く育て、ブランドを大事にするという考えから、知的所有権全般について権利化で

「熱さまシート」のヒットから、赤ちゃん用等のアイテムや、アンメルツ足爽快シートという関連製品なども販売されている。「熱さまシート」そのものも、冷却効果時間を長くするリニューアルを重ねている。開発努力、絶妙のネーミング、消費者へのストレートなアピールという小林製薬の姿勢により、知的所有権に守られた「熱さま」ブランドも大きく成長している。

弁理士会からのお知らせ

- 「特許・意匠・商標なんでも110番」
特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度を易しく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。



■お問い合わせは下記まで
弁理士会(広報課) Tel 03-3519-2361
弁理士会大阪分室 Tel 06-6775-8200
弁理士会名古屋分室 Tel 052-211-3110

特集

弁理士法の改正

弁理士は知的財産についての専門サービスの提供を社会的役割としており、知的財産の世界が活況を呈するなかで、弁理士制度はますます重要度を高めています。この弁理士制度の基盤を成しているものが弁理士法であり、今年(平成12年)全面改正され、二部分を除いて、平成13年1月6日から施行されます。

1. 新弁理士法のもとで弁理士が行うことができる主な業務は次のようになります。

(1) 特許出願、商標登録出願等についての一連の手続きにより代表される、工業所有権に関する特許庁もしくは経済産業大臣(現在の通商産業大臣。来年からの省庁再編成により経済産業大臣になります)に対する手続きの代理及びこれらの手続きに係る事項の鑑定その他の事務。

*現在と同様です。
(2) 工業所有権法に規定する審決、異議決定等の取消しを裁判所に求める審決等取消訴訟における訴訟代理。
*現在と同様です。

(3) 工業所有権、回路配置または特定不正競争に関する事項についての裁判所における補佐人の役割(本人または代理人と共に出頭して陳述及び尋問を行う)。

*線を引いた部分が新たに加えられた事項であり、新弁理士法のもとでは、工業所有権に関する事件に加えて、回路配置さらには特定不正競争に関する事件についても、弁理士が裁判所における補佐人の役割を果たすことができ、さらに、その際、陳述に加えて尋問もできることとなります。

(4) 関税率法の規定に基づく税関長または財務大臣(現在の大蔵大臣)に対するの権利者による手続の代理。

*知的所有権を侵害する輸入品については、弁理士が特許権者、商標権者、著作権者等の代理人として、税関長に対して輸入差し止め申し立て等を行うことができるようになります。

(5) 工業所有権、回路配置または特定不正競争に関する特定の団体が行う仲裁の手続(和解の手続を含む)の代理。
*これは、裁判外紛争処理(ADR)

みが商標権を与えられます。又、産地・品質を単に表示しただけの商標、国や公共団体等のマークと同一類似の商標、公序良俗に反する商標など、拒絶理由に該当する商標は登録を拒絶されます。

審査の結果登録査定が出され、登録料を納付すれば商標登録され、商標権が発生します。商標権の存続期間は登録日から10年ですが、10年毎に権利が更新できるので、商標権は永続的権利と言われます。

尚、本来拒絶されるべき商標が登録された場合には異議申立や登録無効審判などにより、商標登録を取消無効にすることができます。又登録商標が3年以上使用されていない場合は、

シリーズ 商標制度のあらまし

商標とは、流通市場における識別標識です。即ち、商標は使用者の信用を背負ってその商品やサービスを他人のものと区別し、流通秩序の維持に貢献します。商標法による商標制度は、この識別標識に商標権を与えて保護するもので、技術の創作を保護する特許等の制度とは趣旨が違います。尚、商標法上の商標とは「文字・図形・記号・立体的形状・これらの結合、これらと色彩の結合」であると定義されており、商標を構成する要素が決められています。

商標権は独占的権利で、原則として商標権者のみが登録商標を指定した商品・サービスに関して使用できます。商標権者は、他人に商標使用の許諾を与えることもできますが、他人が勝手に同一類似の商標を同一類似の商品・サービスに使用した場合はこれを止めさせ、又その使用によつて被った損害の賠償を求めすることもできます。

商標権を得るには、特許庁に商標登録出願をしなければなりません。出願書類には、商標とこれを使用する商品・サービスを国際分類に従つて分類毎に表示(指定)します。二つの商標について複数の分類の商品・サービスを指定することもできます。



の代表的手段である仲裁(和解)を弁理士が工業所有権仲裁センター等で行うことができる、ということです。

(6) 工業所有権、回路配置、著作権もしくは技術上の秘密に関する契約の締結の代理、媒介または応談。
*弁理士は、工業所有権、回路配置、著作権もしくは技術上の秘密に関する契約の締結の代理も行うことができ、または、それらに関する相談に応じることができることとなります。

2. 上述の1.(3)～(6)における弁理士業務の追加は弁理士制度に知的財産の適正な保護及び利用のより一層の促進を図るための変化をもたらすこと、を目的としたものです。

3. 弁理士が、上述以外の知的財産全般に亘る相談業務、アドバイス等、さら

特許庁からのお知らせ

早期審査・早期審理制度の新たな運用について

特許出願、実用新案登録出願に対する早期審査・早期審理は、昭和61年2月より運用されております。その利用は徐々に拡大していますが、基礎的研究成果の早期活用、独創的研究開発を行う出願人の支援、国際的経済活動の早期支援など我が国産業競争力の強化を目的とし、平成12年7月5日からその運用を大幅に見直すこととしました。

具体的には、従来の実施関連・外国関連の出願に加えて、我が国産業競争力強化のために重要な役割を果たすことが期待されている、個人出願人、中小・ベンチャー企業、大学・公的研究機関等の出願に対しても、要請に応じて早期に審査、審理を行うこととしました。

また、早期審査・早期審理に関する事情説明書の事情説明部分の記載内容についても簡素化しました。(実施関連出願において従来必要とされていた実施状況などの詳細な説明の記載や、出願明細書中に先行技術文献が適切に開示され対比説明がなされている場合の早期審査・早期審理に関する事情説明書における追加調査及び対比説明などが省略可能となりました。) 詳細は特許庁ホームページの「早期審査・審理ガイドライン」を御覧ください。

なお、今回の運用見直しに伴い、これまでの早期請求制度は終了となります。

誰でも不使用を理由に取消審判を請求できません。ところで、現在の流通業界で商品・サービスに標識(商標)が不可欠であることは、街の市場での商品・サービスの宣伝、バーチャルネットやマスメディアでの宣伝を見ても明らかです。しかし、これが他人の商標権に抵触すると侵害事件に発展し、しかも他人の権利を知らなかつたというのは免責になりません。商標を使用する際には、他人の権利と抵触しないか、事前調査を含め専門家(弁理士)の意見を

求めた方が良いでしょう。勿論、商標登録出願の際にも、事前調査をした方が安全性も高まります。

最後に、我が国はマドリッド・プロトコルという国際条約に加盟したので、特許庁に對してこの条約に基づく国際登録出願ができることになりました。これは日本の出願・登録に基づき、条約の加盟国を幾つでも指定して、比較的安価に国際登録を得る手段となります。

(弁理士会 商標委員会 委員長 足立泉)

知的所有権 立見席

消費者啓発でニセ物退治 カシオ計算機の「Gショック」

若者を中心に圧倒的な人気のあるカシオ計算機の多機能腕時計「Gショック」(商標名)シリーズは、新製品が発表されると、その三カ月後にはニセ物が出回るという。同社知的財産センターの担当者は「ウチの新製品開発期間は少なくとも一年。あやかり商品は、その数分の一の期間で製造されて市場に出てくる」と苦笑する。こうした模造品は種類が多いうえに、流出源が海外にあることなどから、商標権や意匠権をもとにした不正法の対応だけでは十分ではない。そこで同社は開発や権利取得過程のエピソードなどを積極的に公表。その巧みな話題づくりで、消費者に知的所有権の重要性をアピールしている。

Gショックの「G」はGravity(重力)にちなんだもの。衝撃に強く、同社によれば、世界最強の腕時計。東京・羽村にある研究所の屋上から地上めがけて投げつける実験や新製品発表の席上、黒板にたたきつけ、居並ぶ記者たちを驚かした話は有名だ。



今では全く分野の違う衣料品や靴、運輸機械などでも真似るほどの著名ブランドだが、その道のりは平坦ではなかった。審査段階で、「ショック」という言葉は、衝撃を和らげる技術などに一般的に使用される用語であつて自他商品の識別機能に疑問がある、とされた。しかし、市場での人気に後押しされる形で、登録が認められた。こうした経験から「ユーザーの支持あつての知的所有権」という考え方が定着した。

同社によると、先進国や日本国内では、意匠権や商標権をもとに警告すれば、大抵のことは早期に解決できる。しかし、模倣品の流出源である東南アジア諸国などは、知的所有権を守ろうという意識が薄く、司法解決にも時間がかかる。こうした地域でニセ物の横行を許す原因の一つは、日本人観光客や旅行者がニセ物と承知のうえで、面白半分に買い求める行為だ。同社では、一企業の利害を超えて、一般消費者にフェアプレーの精神が育つような活動を展開したい、としている。(H・S)